

特殊貨物船舶運送規則（特貨則） 抜粋

第二節 液状化物質のばら積み運送

（適用）

第 16 条 船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、この節の規定に従ってしなければならない。以下省略

（資料の提出等）

第 16 条の 2 船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、第 1 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3 の規定によるほか、荷送人は、船積み前に、次の各号に掲げる資料を船長に提出しなければならない。

一 次条第 4 項に規定する**運送許容水分値測定表**及び**水分測定表**（荷送人が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。次項及び次条第 5 項において同じ。）

二 ばら積みされる液状化物質が水分値の高い層を形成する可能性を示す書類

2 省略

（運送許容水分値等の測定）

第 17 条 船長は、当該液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第 28 条第 5 項の登録検査機関（以下単に「登録検査機関」という。）が、**運送許容水分値**（当該液状化物質がそれを超える水分を含む場合には、運送に伴う動揺等によって液状化するおそれを生ずることとなる水分の量をいう。以下同じ。）**及び水分の測定**（第 7 項に規定する場合には、水分の測定。以下この項において同じ。）を行った液状化物質以外の液状化物質を、船舶にばら積みして運送してはならない。以下省略

2 及び 3 省略

4 地方運輸局長又は登録検査機関は、運送許容水分値及び水分の測定を行った場合には、**運送許容水分値測定表**（第五号様式）及び**水分測定表**（第六号様式）を申請者に交付する。

5 ~ 9 省略

(積付け検査)

第 25 条 船長は、船舶に液状化物質をばら積みして運送しようとする場合には、その積載方法その他積付けについて、船積み地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。ただし、第 17 条に規定する運送許容水分値及び水分の測定の結果水分が運送許容水分値以下であることが明らかとなった場合及び本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。

参 考

「液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示（国土交通省告示第1526号）」に掲げられている品名は以下のとおりです。

なお、掲載の品名以外にも特貨則第15条の2の3の規定に基づき地方運輸局長により液状化物質として確認を受けたものも特貨則第16条の適用を受けます。

	品名	
	日本語名	英語名
1	石炭（注1）	COAL
2	石炭スラリー	COAL SLURRY
3	コークブリーズ	COKE BREEZE
4	魚（ばら積み）（注2）	FISH (IN BULK)
5	蛍石（フッ化カルシウム）	FLUORSPAR
6	チタン鉄鉱粘土	ILMENITE CLAY
7	チタン鉄鉱砂（水分値が2%を超えるもの。）	ILMENITE SAND
8	金属硫化精鉱	METAL SULPHIDE CONCENTRATES
9	セメントカッパー	CEMENT COPPER
10	銅精鉱	COPPER CONCENTRATE
11	鉄精鉱	IRON CONCENTRATE
12	鉄精鉱（ペレットフィード）	IRON CONCENTRATE (pellet feed)
13	鉄精鉱（シンターフィード）	IRON CONCENTRATE (sinter feed)
14	鉛垂鉛焼鉱（混合鉱石）	LEAD AND ZINC CALCINES (mixed)
15	鉛垂鉛片刃	LEAD AND ZINC MIDDINGS
16	鉛精鉱	LEAD CONCENTRATE
17	鉛鉱残滓	LEAD ORE RESIDUE
18	鉛銀精鉱	LEAD SILVER CONCENTRATE
19	マンガン精鉱	MANGANESE CONCENTRATE
20	ネフェリン閃長岩	NEFELENE SYENITE (mineral)
21	ニッケル精鉱	NICKEL CONCENTRATE
22	五水和物（天然のもの）	PENTAHYDRATE CRUDE
23	黄鉄鉱	PYRITES

	品名	
	日本語名	英語名
24	硫化灰（鉄分の多いもの）	PYRITIC ASHES (iron)
25	硫酸焼鉱	PYRITIC CINDERS
26	銀・鉛精鉱	SILVER LEAD CONCENTRATE
27	スリグ（鉄鉱石）	SLIG (iron ore)
28	亜鉛・鉛焼鉱（混合鉱）	ZINC AND LEAD CALCINES (mixed)
29	亜鉛・鉛片刃	ZINC AND LEAD MIDDLINGS
30	亜鉛精鉱	ZINC CONCENTRATE
31	亜鉛焼結鉱	ZINC SINTER
32	亜鉛澱物	ZINC SLUDGE
33	PEATモス	PEAT MOSS
34	焼成硫化鉄鉱	PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites)
35	化学石膏（液状化するおそれのあるもの）	-

注1： 航海中に貨物の水分値が運送許容水分値を超えた場合に液状化するおそれのあるものに限る。

注2： この品名をばら積み運送する際の特貨則第16条の2に規定する資料の提出は必要ありません。